

平成25年度中に、業務改善助成金の交付申請手続きを進めていた中小事業者の皆様方には大変申し訳ございませんが、平成25年度の業務改善助成金に係る交付申請書の受付は、以下の理由により終了とさせていただきます。

平成26年度に交付申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

【終了理由】

平成25年度の業務改善助成金の活用状況は、全国的に非常に利用が進み、予算額を超えることが想定される状況であるため。

(参考) 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金) 交付要綱(交付の対象及び補助率)

第3条 この助成金は、次に掲げる経費のうち、助成金交付の対象として厚生労働大臣が認める経費(以下「助成対象経費」という。)について、予算の範囲内で助成金を交付する。

【平成26年度予算案】

1. 中小事業者への支援を強化するため、規模30人以下の事業主には、助成率が2分の1から4分の3に引き上げられる予定です。ただし、助成の上限額は100万円です。

※業務改善に要した費用が180万円であった場合

規模30人以上の事業主は、2分の1の90万円交付

規模30人以下の事業主は、4分の3の100万円交付

※業務改善に要した費用が100万円であった場合

規模30人以上の事業主は、2分の1の50万円交付

規模30人以下の事業主は、4分の3の75万円交付

2. 4年以内の「賃金改善計画」を廃止し、単年度計画とする予定です。

※事業場内のアルバイト等の時間額が720円の場合、760円にする必要があります。(40円以上の引上げを要件としています。)

【お問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

電話 029-224-6216 FAX 029-224-6273